

第7章 震災対策計画

第1節 災害予防計画

1 地震、津波の発生状況及び地震の想定

(1) 基本的な考え方

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、既往の地震経験及び最近の地震予知研究などから、留萌振興局南部、留萌沖、石狩を震源とする場合においてと考えられる。

ア 留萌振興局南部

2004年12月には、留萌振興局南部（鬼鹿富岡）を震源とするM6クラス程度の被害地震が起きている。

イ 留萌沖

留萌沖では、1910年、1918年、1947年にM6クラス程度の被害地震が起きており、地震活動は比較的高い。また、隣接する積丹半島沖でも、1972年、1959年にM6クラスの被害地震が起きている。

この地域では中程度の津波を見込む必要がある。

ウ 石狩

地震活動は高くないが、1834年に石狩川河口付近でM6.4クラスの被害地震が起きている。

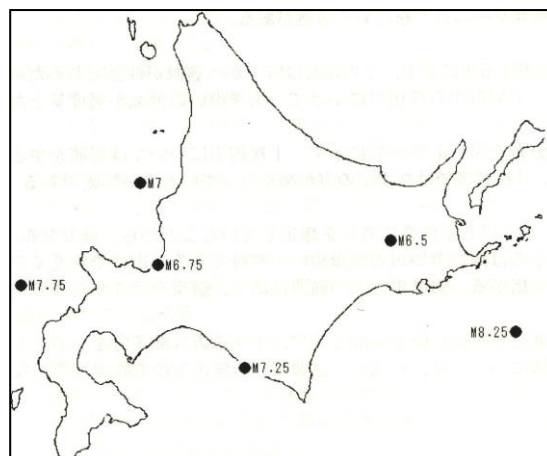
(2) 地震の想定

北海道は北海道地域防災計画（地震防災計画編）において、想定する地震を北海道東部地震など6つの地震とし、次に示すような震央位置及び規模を設定して、被災危険度を算定している。

想定地震の位地及び規模

地域名	位置	規模
北海道東部	北緯42.5度 東経146度	M8.25
釧路北西部	北緯43.5度 東経144.5度	M6.5
日高中部	北緯42.25度 東経142.5度	M7.25
石狩	北緯43.25度 東経141.25度	M6.75
留萌沖	北緯44度 東経141度	M7.0
後志沖	北緯43度 東経139度	M7.75

想定地震の震央位置



(3) 各想定地震における震度及び被災危険度

各想定地震における本町の震度及び被災危険度は、次のとおりである。

ア 北海道東部地震

この地震は、M8.25と規模が大きい巨大地震を想定しており、本町における震度は「Ⅳ」となっているが、被災危険度については、各項目とも危険度は「低い」となっている。

イ 釧路北部地震

この地震は、M6.5と規模はさほど大きくない地震を想定しており、本町における震度は「Ⅱ」以下となっている。被災危険度についても各項目とも危険度は「低い」となっている。

ウ 日高中部地震

この地震は、M7.25であり、1982年の浦河沖地震の再来を想定したものである。本町における震度は「Ⅲ」で、被災危険度についても各項目とも危険度は「低い」となっている。

エ 石狩地震

この地震は、M6.75と規模は小さいが、本町における震度は「Ⅳ」で、被災危険度については、各項目とも危険度は「低い」から「中程度」の間となっている。

オ 留萌沖地震

この地震は、M7でかつ震源が沖合であるため、本町における震度は「Ⅴ」となっている。被災危険度については、地盤、ライフライン、危険物の危険度が「中程度」となっているが、他の項目は「低い」から「中程度」の間となっている。

カ 後志沖地震

この地震は、M7.75と大きい、はるか沖合に震源を想定しているところから本町における震度は「Ⅳ」となっている。被災危険度については各項目とも危険度は「低い」となっている。

震度及び被災危険度 想定地震	震度	被災危険度							
		地盤	住宅	ライフライン	危険物	火災	死傷	地域活動低下	広域化
北海道東部	Ⅳ	～0	～0	～0	～0	～0	～0	～0	～0
釧路北部	Ⅱ以下	～0	～0	～0	～0	～0	～0	～0	～0
日高中部	Ⅲ	～0	～0	～0	～0	～0	～0	～0	～0
石狩	Ⅳ	0～1	0～1	0～1	0～1	0～1	0～1	0～1	0～1
留萌沖	Ⅴ	1～2	0～1	1～2	1～2	0～1	0～1	0～1	0～1
後志沖	Ⅳ	～0	～0	～0	～0	～0	0～1	～0	～0

(注)

1. 被災危険度は、5段階（～0、0～1、1～2、2～3、3～）に区分。
2. 震度は、5段階（Ⅱ以下、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ以上）に区分。
3. 気象庁震度階級と計測震度の関係は次のとおり。

気象庁震度階級	計測震度
0	0.5
1	0.5～1.5 未満
2	1.5～2.5 未満
3	2.5～3.5 未満
4	3.5～4.5 未満
5弱	4.5～5.0 未満
5強	5.0～5.5 未満
6弱	5.5～6.0 未満
6強	6.0～6.5 未満
7	6.5 以上

(4) 小平町における想定地震津波

北海道が行った想定地震が発生した場合の津波水位等の予測結果は次のとおりである。

ア 留萌沖地震津波

時間・水位 地区名	第1波		最大水位	
	到達時間 (分)	津波水位 (m)	到達時間 (分)	津波水位 (m)
小平地区	26	0.76	26	0.76
鬼鹿地区	29	1.37	29	1.37

イ 石狩地震津波

時間・水位 地区名	第1波		最大水位	
	到達時間 (分)	津波水位 (m)	到達時間 (分)	津波水位 (m)
小平地区	58	0.05	116	0.27
鬼鹿地区	62	0.03	131	0.25

(5) 想定結果に基づく小平町の取り組み

道による地震及び津波の想定によれば、留萌沖地震が本町に最も大きな被害を及ぼすと思われる。

町としてはこのような想定を十分考慮するとともに、平成16年12月に発生した留萌振興局南部を震源とするM6.1の地震により、甚大な被害を受けた経験を踏まえ、本編計画では対策を講ずることとする。

2 地震に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進する。

(1) 建築物の耐震・不燃化の推進

ア 防災上重要な公共施設の整備

町は、地震による被害を最小限度にとどめるため、町役場をはじめ防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建築物については、精密診断、補強工事等を行っていく。

イ 町営住宅の建て替え推進

既存の町営住宅は、地域性、老巧度等を考慮し、年度計画により耐震・耐火構造に建て替えを図る。

ウ 一般建築物の耐震性の向上

町は、建築物の耐震化の重要性を広く住民、事業所等に対し広報を行うとともに、町内の建築物の耐震性を高めるための相談、指導體制の整備を推進する。

(2) 道路の整備

震災時において道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路新設及び拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備及び地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の拡幅等の整備を推進する。

(3) 公園等の整備

災害時における避難地あるいは防火帯としての機能を有する公園、グラウンド等の整備を推進する。

(4) 緑地の整備

緑地は、火災の延焼防止や避難地として重要な役割を担っており、公共・公益施設や民間事業所での緑化推進を図るとともに、住宅密集地においては、植樹等の措置をとり、延焼の防止を図るものとする。

(5) 消防水利の確保・整備

大規模地震では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が極めて高い。このため、河川等の自然水利を利用した消防水利の整備や耐震性防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

ア 河川水の緊急利用

流水利用についての調査・検討を行い、取水口の整備等河川水の有効利用を図る。

イ 耐震性防火水槽等の設置

庁舎等の災害対策活動拠点及び学校等の避難拠点について、必要に応じ耐震性防火水槽の計画的整備を図り、必要な水利の確保を図る。

(6) 通信連絡体制の整備

震災時には、施設の被害又は町内外からの急激な通話量の増大等により、電話による連絡に不備が生じることが予想されるので、次のような対策の検討が必要である。

ア 各防災機関との連絡手段の複数ルート確保

イ 停電時の非常用電源確保

ウ 通信設備の耐震化、免震化の推進

(7) 水道施設及び下水道等排水施設の整備

町は、老朽管の布設替えを推進するとともに、本町の地盤の状況等も考慮し、配水管の整備、取替え及び施設の耐震強化対策を実施していくものとする。

3 河川災害、津波災害予防計画

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに、耐震点検、整備等を行い、耐震性及び安全の確保に努める。また、本町は、沿岸部を抱える地形条件や過去の地震・津波の発生状況によると、津波災害を受け易い特質がある。このため、従来より推進されている各種海岸保全施設等の整備事業を継続して実施するとともに、津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波知識の意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。

(1) 河川施設災害予防

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・のり面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。したがって、施設整備計画により、河川管理施設の耐震性の向上を図る。

(2) 津波災害予防

(1) 津波危険の把握

沿岸地域ごとに以下の内容を調査し、専門的な点検項目については、専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

- ア 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
- イ 避難に当たっての避難経路の長さ、避難路上障害物の有無の把握
- ウ 指定避難所等の配置状況や堅牢度等の調査
- エ 避難所以外に避難に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
- オ その他の避難活動上阻害要因等の把握（防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無）
- カ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

(2) 津波災害に対する広報・避難体制の整備

ア 避難の勧告指示の伝達・広報体制の整備

地震時、津波に関する避難勧告・指示を迅速に伝達し、沿岸住民や旅行者等が迅速かつ的確な行動がとれるようにするため、町は防災無線や広報車の整備を図ることをはじめ、避難対象地域に当該場所が避難対象地域であることや、避難先、避難経路、地震発生時にとるべき行動を示した看板を設置するなど、広報手段を事前に整備しておく。また、無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

イ 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波が来襲する可能性もあることから、町は、地震時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を地区ごとに整備しておく。特に、沿岸地域の指定避難所以外の津波地震時用の避難所、避難ビル等を広く指定・確保しておく。また、高地に避難するに際して、最小の経路で避難できるような経路を指定し、避難所の適正配置状況や安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。

(3) 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

ア 各種広報媒体を活用した津波広報

町は、広報誌、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、住民に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発に努める。

イ 津波災害に関する意識啓発

現在の町の津波危険の実態、過去の津波災害履歴、津波対策の現状及び今後の方針を踏まえ、地域の会合などのあらゆる機会をとらえ、住民等に対して、繰り返し津波災害に関する意識の啓発に努める。

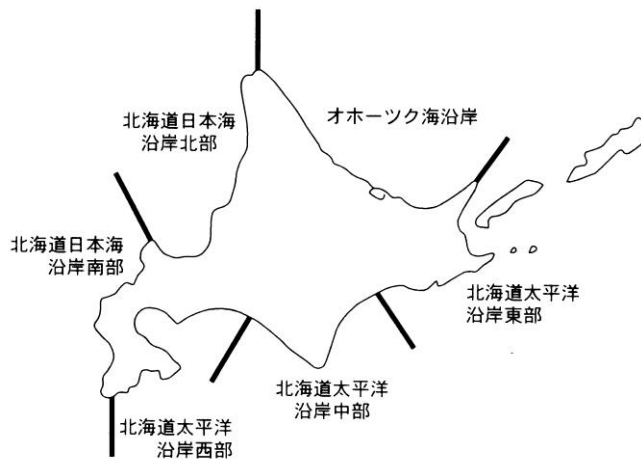
ウ 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

地域の実情に応じて津波の発生を想定し、住民参加の訓練をするほか、釣り客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

エ 津波災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

本計画に定めるほか、「第5章 災害応急対策計画」に基づき、万全なる対策を実施するものとする。

<津波予報区>



<地震、津波情報に用いる震央区域名>



4 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震等における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災防止のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

なお、この計画の定めのない事項は、「第4章 第6節 消防計画」の定めによるものとする。

(1) 出火防止

ア 一般家庭に対する指導

町は、地震による火災の発生を未然に防止するため、防災訓練及び広報誌を通じて一般家庭に次の事項等出火防止についての知識を図る。

- (ア) 耐震自動消火装置付き火気設備、器具並びにガス漏れ警報機等の設備及びこれらの器具の点検、整備、出火を防ぐための安全な器具の使用
- (イ) 灯油等の危険物の安全管理、不燃物、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物の乾燥禁止、ガスの元栓閉鎖等の出火防止対策
- (ウ) 火を使う場所の不燃化及び周囲整理
- (エ) カーテン等防災製品の使用
- (オ) 消火器具の設置、風呂水の汲み置き等初期消火準備の徹底

(2) 初期消火・救出・応急手当能力の向上

ア 初期消火能力の向上

震災時における初期消火の実効性を高めるために、消火器、消火バケツを家庭、地域事業所等に普及するとともに、防火用水の確保、風呂水の汲み置きなどを地域ぐるみで推進する。

イ 救出資機材の備蓄

- (ア) 自主防災組織を育成するなかで、倒壊家屋等からの負傷者の救出を図るため、各地区等のジャッキ、バール、鋸等の救出資機材の整備を推進し、防災訓練等を通じて使用方法の習得に努めるものとする。
- (イ) 災害の状況によっては、保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、あらかじめ町内の建築業者等からの調達体制の整備を推進するものとする。

ウ 応急手当方法の普及

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの罹災者に対し、救助・救急活動を行うとともに、負傷者等に対し必要な応急手当活動を行うことは、住民の生命、身体を守るために最優先される課題の一つである。

町は、住民に対して防災訓練や広報誌等を通じて、心肺蘇生法や止血法などの応急手当に関する知識・技能の普及を促進する。

5 危険物等災害予防計画

「第8章 第4節 危険物等災害対策計画」に準用する。

6 土砂災害等予防計画

本町は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり等の被害を受け易く、地震時においても、斜面災害、液状化等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

具体的な計画については、「第4章 第4節 土砂災害対策計画」に準ずる。ただし、地震災害の予防上重要な以下の事項については、その対策を推進する。

(1) 山崩れ・がけ崩れ防止対策の推進

山崩れ等の防止対策に当たっては、構造物、施設等の耐震性に十分配慮し、斜面崩壊及び落石等の危険性のある箇所について、災害防除工事等を計画的に実施する。

(2) 液状化対策の推進

地盤の液状化の可能性がある埋立地等に関する地域地盤の概要を把握し、公共土木施設等の耐震点検及び施設の設計、計画時において活用に努める。

また、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止するため必要に応じ耐震補強の実施に努める。

7 建築物等災害予防計画

地震による建築物の被害を最小限に抑え、町民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

(1) 公共建築物

ア 公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また、災害弱者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求されるため、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

イ 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

ウ 防火管理者の設置

留萌消防組合小平支署・鬼鹿支署の指導により、学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

(2) 一般建築物

一般建築物についても、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行い、地震に対する安全性の向上を図る。

〔住民〕

建築物の所有者等は、必要に応じて、耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

(3) 落下物・ブロック塀等

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。

〔住民〕

外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

(4) 文化財

文化財の予防計画については、公共建築物に準ずる。

8 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防し、被害を最小限にとどめるため、町は道や関係機関と連携し調査研究を行うとともに、液状化対策を推進する。

(1) 法令遵守の指導

町は、これまでの地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っている。阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

(2) 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。道地震被害予測調査によると、市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測されている。

したがって、今後、町は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、以下の液状化対策を推進する。

ア 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等に当たっては、地盤改良等の推進を図る。

イ 構造的対策の推進

防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

(3) 液状化対策手法の周知

将来発生のおそれがある液状化の被害実態や、それらを防止又は軽減させるための具体的な工法も含め、技術的対応方法等について住民や関係方面への周知に努める。

9 食糧等の調達・確保及び防災資機材等の整備

町は、地震災害時において住民の生活を確保するため、食糧、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

(1) 食糧の確保

ア 町は、あらかじめ食糧販売業者と食糧調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食糧の確保に努める。なお、備蓄・調達品目の設定においては、温かいもの、軟らかいものあるいは粉ミルク等高齢者、幼児等の災害時要援護者について配慮するものとする。

イ 町は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能になった場合に、速やかに応急給水活動が行えるよう、給水タンク・ろ水器等応急給水資機材の備蓄・更新ならびに調達体制の整備に努めるものとする。また、避難所等に耐震性防火水槽の設置の推進を図るものとする。

ウ 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、2～3日分の食糧及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図るとともに、災害時における生活用水確保のために風呂水の汲み置きを広報誌等により推奨する。

(2) 防災資機材等の整備

町は、災害時に必要とされる資機材等の整備充実、また備蓄倉庫の整備を図るに当たって、道が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に実施すべき事業を計画的に推進する。

10 避難体制整備計画

「第4章 第8節 避難体制整備計画」を準用する。

11 災害時要援護者対策計画

「第5章 第9章 災害時要援護者対策計画」を準用する。

12 積雪・寒冷対策計画

「第4章 第11節 積雪・寒冷地対策計画」に準用する。

13 地震、津波に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震(津波)災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して、地震(津波)防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震(津波)に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努める。

なお、この計画に定めない事項は、「第11章 防災思想普及計画」の定めるところによるものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発

ア 町及び防災関係機関は、職員に対して防災(地震・津波)に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及、啓発の徹底を図る。

イ 町及び防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

(ア) 啓発内容

- a 地震に対する心得
- b 地震・津波に関する一般知識
- c 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- d 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- e 災害情報の正確な入手方法
- f 出火の防止及び初期消火の心得
- g 自動車運転時の心得
- h 救助・救護に関する事項
- i 避難場所、避難経路及び避難方法等避難対策に関する事項
- j 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- k 高齢者、障害者など災害弱者への配慮
- l 各防災関係機関が行う地震災害対策

(イ) 普及方法

- a テレビ、ラジオ及び新聞の利用
- b 広報誌、広報車両の利用
- c 映画、スライド、ビデオ等による普及
- d パンフレットの配布
- e 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

(2) 学校における防災知識の普及

ア 学校においては、児童生徒に対し、地震(津波)の現象、災害の予防等の知識向上及び防災の実践活動(地震における避難、保護の措置等)の習得を積極的に推進する。

イ 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。

ウ 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階に応じた内容のものとして実施する。

エ 社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等、防災知識の普及に努める。

14 住民の心構え

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震(津波)発生時に、住民は、家庭または職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震(津波)災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

(1) 家庭における措置

ア 平常時の心得

- (ア) 地域の避難場所及び家庭との連絡方法を確認する。
- (イ) 山崩れ、がけ崩れや津波の発生する危険のある場所を確認する。
- (ウ) 建物の補強、家具の固定をする。
- (エ) 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- (オ) 飲料水や消火器の用意をする。
- (カ) 非常用食糧、救急用品、非常持出用品を準備する。
- (キ) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (ク) 隣り近所と地震時の協力について話し合う。

イ 地震発生時の心得

- (ア) まず、わが身の安全を図る。
- (イ) すばやく火の始末をする。
- (ウ) 火が出たらまず消火する。
- (エ) あわてて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
- (オ) 狭い路地、塀のわき、急傾斜地、がけ、川べりには近寄らない。
- (カ) 海岸や海の近くでは、強い揺れや弱くても長くゆっくりとした揺れを感じたら高台などの安全な場所に避難する。
- (キ) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- (ク) みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- (ケ) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、余震に対する備えをする。
- (コ) 秩序を守り、衛生に注意する。

(2) 職場における措置

ア 平常時の心得

- (ア) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (イ) 消防計画により避難訓練を実施する。
- (ウ) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- (エ) 重要書類等の非常用持出品を確認する。
- (オ) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

イ 地震発生時の心得

- (ア) すばやく火の始末をする。
- (イ) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (ウ) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。

- (エ) 正確な情報を入手する。
 - (オ) 近くの職場同志で協力し合う。
 - (カ) エレベーターの使用は避ける。
 - (キ) マイカーによる出勤、帰宅等、また、危険物車両等の運行は自粛する。
- (3) 運転者のとるべき措置
- ア 走行中のとき
 - (ア) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
 - (イ) 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
 - (ウ) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。
 - イ 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のため車を使用しない。
 - ウ 交通規制が行われたとき

基本法等に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間を言う。以下同じ)における一般車両の通行は禁止又は制限されていることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとる。

 - (ア) 速やかに、車両を次の場所に移動する。
 - (a) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (b) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。
 - (ウ) 通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者がその場になかったために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合やむを得ない限度において、車両を破損することがある。

15 自主防災組織の育成等に関する計画

「第4章 第10節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第2節 災害応急対策計画

地震(津波)による災害の発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合の応急対策は、本計画によるものとする。

1 応急対策体制

地震(津波)による災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合は、町長は本部を設置し、指定地方行政機関、道、町内の公共的団体等の協力を得て、応急活動を実施するものとする。

(1) 災害対策本部設置基準

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 町内に震度5弱以上の地震が観測されたとき2 北海道日本海沿岸北部に「大津波・津波警報」が発表されたとき3 町内に地震(津波)による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 |
|--|

(2) 災害対策本部組織図

「第2章 第2節災害対策本部」に定めるところによる。

(3) 災害対策本部の業務分担

「第2章 第2節災害対策本部」に定めるところによる。

(4) 動員計画

「第2章 第2節災害対策本部」に定めるところによる。

第3節 災害広報計画

地震(津波)災害時において住民の適切な判断による行動と民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に正確な情報を提供するように、積極的に広報活動を実施するものとする。

なお、この計画に定めのない事項は「第5章 第2節 災害広報計画」の定めによるものとする。

1 広報内容

広報内容の主なものは、次のとおりである。

- (1) 地震に関する情報(震度、震源、危険区域等)
- (2) 津波に関する情報(注意報、警報、危険区域等)
- (3) 避難場所等について(避難場所の位置、経路等)
- (4) 交通、通信状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域)
- (5) 火災状況(発生箇所、避難指示等)
- (6) 電気、水道、ガス等公益事業施設状況(被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等)
- (7) 医療救護所の開設状況
- (8) 給食、給水実施状況(供給日時、場所、量、対象者等)
- (9) 衣料、生活必需品等供給状況(供給日時、場所、量、対象者等)
- (10) 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設状況(被害状況、復旧状況等)
- (11) 住民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

2 広報方法

町は、防災関係機関と連絡を密にし、広報車、ハンドマイク、防災行政無線、掲示板等あらゆる広報媒体を通じて、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障害者等災害弱者への伝達には十分配慮し、必要により地域住民、民生委員等の協力により迅速に伝達を行うものとする。

第4節 避難対策計画

「第5章 第3節 避難救出計画」の定めによるものとするが、特に地震（津波）が大規模である場合の避難所の開設及び学校等の避難対策等については、次のとおりである。

1 避難実施責任者及び措置内容

地震の発生に伴う火災、山（崖）くずれ、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。

(1) 町長

ア 町長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きの勧告（指示）、立退き先の指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに留萌振興局長に報告する（避難解除の場合も同様とする。）。

また、立退き指示等ができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を要請するものとする。

イ 町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した状況の分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに避難の勧告・指示を行う。

ウ 町長は、津波警報など津波の発生予報が発せられた場合、必要と認める沿岸地域の居住者、滞在者その他の者に対し、直ちに高台などの安全な場所へ避難するため、避難の勧告・指示を行う。

また、避難の勧告・指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線などあらゆる伝達手段を活用して、対象地域の住民等に迅速かつ的確に伝達する。

(2) 知事又はその命を受けた道の職員

ア 知事又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮のはん濫若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事は洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

ウ 留萌振興局長は、町長から避難のための立退き勧告、指示、立退き先の指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、輸送計画の定めるところにより関係機関に協力要請する。

(3) 警察官又は海上保安官

警察官又は海上保安官は、(1)により町長から要請があったとき、又は町長が立退指示ができないと認めるときは、立退き指示、立退き先指示等を行うものとし、その場合直

ちに町長に通知するものとする。

災害による危険が急迫したときは、警察官はその場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は公安委員会にその旨報告するものとする。

(4) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場所にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

ア 避難及び立ち入り

イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入りの制限・禁止及び退去命令

ウ 他人の土地等の一時使用等

エ 現場の被災工作物等の除去等

オ 住民等を広急措置の業務に従事させること

2 避難措置における連絡及び協力

(1) 連絡

知事（振興局長）、町長、北海道警察本部長（警察署長）及び第一管区海上保安本部長（海上保安部部長）は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難のため立退きを勧告し、又は指示した場合は、相互にその旨を連絡するものとする。

(2) 協力、援助

ア 北海道警察本部

警察署長は、町長が行う避難の勧告及び指示について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、勧告等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

イ 第一管区海上保安本部

避難の指示等が発せられた場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い避難を援助する。

3 避難の勧告又は指示の周知

避難実施責任者は、避難の勧告又は指示にあたっては、消防機関等関係機関の協力を得て、放送設備、サイレン、広報車両等によって、当該地域の住民等に対して、速やかに次の事項について周知徹底を図る。

(1) 避難の勧告又は指示の理由及び内容

(2) 避難場所及び経路

(3) 火災、盗難の予防措置等

(4) 携行品等その他の注意事項

4 避難方法

(1) 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたるが、避難立退きにあたって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。その

際、自力避難の困難な災害弱者に関しては、援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

(2) 移送の方法

ア 小規模な場合

避難は、各個に行くことを原則とする。ただし、避難者が自力で避難することが不可能な場合は、町において車両、船艇等によって行うものとする。

イ 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は道に対し応援を求めて実施する。道は、前記要請をうけたときは、関係機関に救援を要請する等適切な方法により措置する。

5 避難所の開設及び管理等

避難所の開設及び管理等については、「第5章 第3節 避難救出計画」に定めるとおりとするが、特に災害が大規模である場合は、次の事項に留意する。

(1) 避難状況の把握

大規模地震発生とともに、直ちに職員は、町災害対策本部に参集するものとするが、参集途上において最寄りの避難所に立ち寄り、罹災者の避難状況を把握するものとする。

(2) 職員の派遣

町災害対策本部は、参集職員等の情報に基づき避難所の開設の必要度の高い所から職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたるものとする。

(3) 避難者と児童生徒の住み分け措置

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童生徒との住み分けを行い、学校機能の早期回復に配慮する。

(4) 災害時要援護者対策

高齢者や身体に障害のある災害時要援護者のための場所を避難施設内に確保する。また、必要により社会福祉施設等に協力を依頼して災害時要援護者を搬送し、介護の体制を図る。

(5) 避難者のプライバシーの確保

避難生活が長期に及ぶほどプライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置等避難者への配慮を行う。

6 住民の留意事項

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区の状況において、また地震の規模により様々である。従って住民は地震等が発生した場合には、避難に際して次の事項に留意するものとする。

(1) 家から最も近い避難所を2箇所以上確認しておき、避難所に至る経路についても複数の道路を設定しておくものとする。

(2) 避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。

(3) 避難の際は、近所の状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。

(4) 災害時要援護者に対しては、日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ周知徹底しておく。

第5節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、地震発生においては出火防止、初期消火、延焼拡大防止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施し、また地域住民や自主防災組織等の協力により住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画の定めでない事項は、「第4章 第6節 消防計画」の定めによるものとする。

1 消防活動体制の整備

留萌消防組合小平支署・鬼鹿支署は、町内における地震災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消火活動その他消防活動の実施体制について十分に検討を行い、整備しておくものとする。

2 被害情報の早期把握

通報、参集職員、消防団員、地域住民等からの情報等を総合し、被害の状況を的確に把握し、活動体制を整えるとともに、消防本部等防災関係機関に災害の状況を報告するものとする。

3 消防活動

延焼火災が多発拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難経路確保の消防活動を行う。また、同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い施設及び地域を優先に消防活動を行う。

4 応急救出活動

震災時の混乱した状況下における救出活動は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに緊急性の高い傷病者、高齢者、障害者等の災害時要援護者を優先して行うものとする。

5 救助資機材の調達

家屋の倒壊等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた場合には、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行うものとする。

6 自主防災組織等の活動

罹災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼びかけ、火災が発生したときは可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急措置等を行う。

なお、消防支署、消防団が到着したときは、その長の指揮に従う。

7 住民の活動

まず身の安全を確保し、出火の防止に努める。

- (1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- (2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉

止する。

- (3) 電気器具は電源コードをコンセントからはずしておく。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- (4) 火災が発生した場合は消火器等で消火活動を行うとともに、隣人等に大声で助けを求める。
- (5) 地震発生直後は、消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報については、火災発生後、救助、救急要請等必要な情報のみ通報する。

第6節 津波災害応急対策計画

津波注意報又は津波警報が発表された場合、強い震度（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときなど津波発生のおそれがある場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

1 津波の警戒

(1) 町

避難勧告、指示を行い、警戒巡視体制をとり海岸等から退避し、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、安全な場所からの海面監視、水門等の閉鎖を行う。その際、災害時要援護者にも配慮し、対象者に漏れなく、わかりやすい伝達を心がけるものとする。

(2) 北海道

津波情報の収集、町との連絡調整等を行い、漁港、海岸等の警戒にあたる。町が災害の発生により、避難勧告及び指示を行うことができない場合は、知事が避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

(3) 留萌警察署

札幌管区気象台が津波注意報又津波警報を発表した場合等は、速やかに町に予報内容を伝達するとともに、交通規制、警戒警備と必要な措置を実施する

(4) 留萌海上保安部

緊急通信等により、船舶に対し、津波注意報又は津波警報を伝達するとともに、巡視船艇により付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線聴取等警戒体制をとるよう周知する。また、津波の警戒、避難の救助等、海上における必要な措置を実施する。

2 応急対策の実施

(1) 町

安全な場所からの警戒巡視体制、海面監視を行い、潮位の変化等津波情報の収集、罹災状況の把握、罹災者等の救助救出、災害派遣要請の実施等必要な措置を実施する。

(2) 北海道

漁港、海岸等の警戒にあるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

(3) 留萌警察署

沿岸の警戒警備にあたる。

(4) 留萌海上保安部

遭難船及び遭難者の救助等海上における必要な措置を実施する。

3 避難

避難の勧告、指示については、「本章第4節 避難対策計画」に定めるところによるものとするが、特に、津波警報が発表されたときには町長はただちに住民等に対し避難の勧告または指示を行う。避難場所については別紙のとおりとする。

なお、津波来襲が切迫している場合、最寄りのビル等に緊急避難するよう伝達する。

4 災害状況の調査

道、留萌警察署及び留萌海上保安部は、航空機又は船舶を派遣し、災害状況の把握及び情報収集にあたり、防災関係機関に通報する。

5 海上交通安全の確保

留萌海上保安部は、海上交通安全を確保するため、次に掲げる措置をとる。

- (1) 津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。
- (2) 港内等船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

第7節 食糧供給計画

「第5章 第4節 食糧供給計画」を準用する。

第8節 衣料・生活必需品等物資供給計画

「第5章 第5節 衣料・生活必需品等物資供給計画」を準用する。

第9節 住宅対策計画

「第5章 第6節 住宅対策計画」を準用する。

第10節 給水計画

「第5章 第7節 給水計画」を準用する。

第11節 生活関連施設対策計画

生活に密着した施設(上下水道、電気、通信及び放送施設等)が地震により罹災した場合には、住民生活に重大な支障が生じるので、各施設の事業者は迅速に応急復旧対策を実施し、住民の生活維持・安定に努めるものとする。

1 水道等

(1) 応急措置

町は、地震発生後速やかに水道施設の被害調査又は点検を行い、被害状況を把握する。被害が判明した場合には、あらかじめ定められた応急復旧計画に基づき速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

復旧用資機材等が不足する場合には、関係業者、他市町村、または必要により道に協力を求める。

(2) 広報

町は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み、給水拠点等について広報車等を利用して広報を実施し、住民の不安解消を図る。

2 電気・通信・放送

電気・通信・放送の各事業者は、それぞれの応急復旧計画に基づき、施設の被害調査、点検、また速やかに応急復旧対策を実施し、住民の生活の維持・安定を図るものとする。

第12節 医療及び助産計画

「第5章 第10節 医療及び助産計画」を準用する。

第13節 防疫計画

「第5章 第11節 防疫計画」を準用する。

第14節 清掃計画

「第5章 第12節 清掃計画」を準用する。

第15節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画

「第5章 第13節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」を準用する。

第16節 障害物除去計画

「第5章 第14節 障害物除去計画」を準用する。

第17節 交通応急対策計画

「第5章 第19節 交通応急対策計画」を準用する。

第18節 輸送計画

「第5章 第15節 輸送計画」を準用する。

第19節 労務供給計画

「第5章 第16節 労務供給計画」を準用する。

第20節 文教対策計画

「第5章 第17節 文教対策計画」を準用する。

第21節 災害警備計画

「第5章 第18節 災害警備計画」を準用する。

第22節 地震・津波情報の収集、伝達計画

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震・津波情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

なお、この計画に定めのない事項は「第3章 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」の定めによるものとする。

1 地震及び津波に関する情報の収集

町は、気象台の発表する情報等を一刻も早く入手して、地震発生後の初動体制をとることとする。

(1) 地震及び津波に関する情報

ア 震度速報

震度3以上の地震が観測された場合には、地震発生後2分程度で震度3以上が観測された地域名と発生時刻を発表し、テレビやラジオなどから知ることができる情報である。

イ 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上の地震発生時に、津波予報が発表されない場合に「津波の心配なし」の情報を早く伝えるための地震情報である。

ウ 震源・震度に関する情報

北海道内と東北6県で震度3以上の地震発生時に、地震発生時刻、震源、地震の規模（マグニチュード）、地域震度、市町村震度、津波予報が発表された場合の発表状況に関する情報である。

エ 各地の震度に関する情報

北海道内と東北6県の震度観測点で震度1以上の地震を観測した震度観測点名称を発表する情報である。

オ 余震に関する情報

大規模な地震（およそマグニチュード6.4以上、震度5弱程度以上）が発生し、地震メカニズムが判明し、今後、余震が多発すると判断される場合に、余震の発生域や活動の状況等を発表する情報である。

カ 津波予報（別表1）

津波による災害が発生すると予想された場合又は津波が発生した場合に発表される。20cm以上1m未満の津波が発生すると予想されるときに津波注意報、1m以上の津波が発生し重大な災害の起こる恐れがあると予想されるときに、津波警報が発表される。津波警報は予想される津波の高さによって津波警報（予想される津波の高さ1m以上3m未満）、大津波警報（予想される津波の高さ3m以上）にわけて発表される。

キ 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波予報区ごとの津波の第一波が到達する予想時刻及び予想される津波の具体的な高さ（0.5m、1m、2m、3m、4m、6m、8m、10m以上）に関する情報である。

ク 各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報

津波予報区ごとの津波の第一波が到達する予想時刻並びに気象庁が定める地点（北海道日本海沿岸北部においては、小樽、留萌、稚内）の満潮時の時刻及び津波の第一波が到達する予想時刻に関する情報である。

ケ 津波観測に関する情報

津波の第一波を観測した時刻及びその高さ並びに津波の最大の高さ及びその観測時刻に関する情報である。

(2) 震度階級と震度階級関連解説表（別表2）

震度階級は、震度計による観測値（計測震度）により10階級で発表される。

2 地震及び津波に関する情報の伝達

津波予報が発令された場合又は津波のおそれがある場合は、「津波予報、地震・津波情報伝達系統図」により、沿岸住民に対し町広報車、消防署サイレン、防災無線等により伝達、周知を行うものとする。

別表1

津波予報の種類

予報の種類		予報文	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	「3m」, 「4m」, 「6m」, 「8m」, 「10m以上」
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	「1m」, 「2m」
津波注意報	津波注意	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	「0.5m」

(注) 1 「津波の高さは、当該津波の来襲地域において、津波によって潮位が高くなった時点における潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位（平滑したもの）との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 地震、津波情報は、一定の基準以上の地震が発生したとき、札幌管区気象台が発表する。

別表2


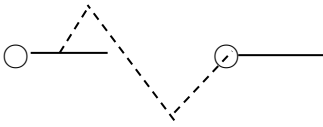



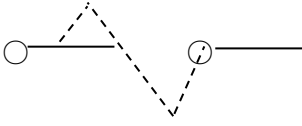

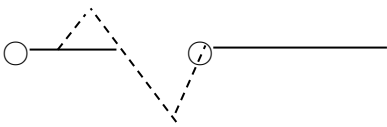
気象庁震度階級関連解説表（平成8年2月）

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人々揺れを感じない。						
	1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。						

1.5								
	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。眠っている人の一部目を覚ます。	電灯などのつり下物がわずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	かなりの恐怖感もあり、一部の人の身の安全を思うとする。眠っている人のほとんどが目を覚ます。	つり下物が大きく揺れ、棚にある食器類が音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いていても揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れが気づかぬ。				
5.0	5弱	多くの人が身の安全を思うとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下物が激しく揺れ、棚にある食器類、書籍の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電線が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が倒れることがある。道路が被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では壁など亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。(停電する家庭もある)	転倒・地盤で亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
	5.5	5強	非常に恐怖感を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書籍の本の多くが落ちる。テレビなどが落ちることがある。タンスなど重たい家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が開けられない。	補強されていないブロック塀の多くが倒れる。掘削が不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱など大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁など亀裂が生じるものがある。	家庭などでガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。(一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある)
6.0	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重たい家具の多くが揺動・転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では壁や柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものがある。	家庭などでガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。(一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある)	地盤が崩れ、山崩れなどが発生することがある。
	6強	立っていることができず、はたは動けなくなることが多い。	固定していない重たい家具のほとんどが揺動・転倒する。戸が開けられ飛ぶことがある。	多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが倒れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものがある。	ガスを地域へ送るための導管、水道の高水圧で被害が発生することがある。(一部の地域で停電する。広域でガス、水道の供給が停止することがある)	

6.5	7	揺れにまろろうざれ自分の意志で動けな	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補金されているブロック塀も破損するものもある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものもある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものもある。	(広い地域で電気、ガス、水道の供給停止する。)	大きな地震、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。
-----	---	--------------------	-------------------------	---	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------	---------------------------------

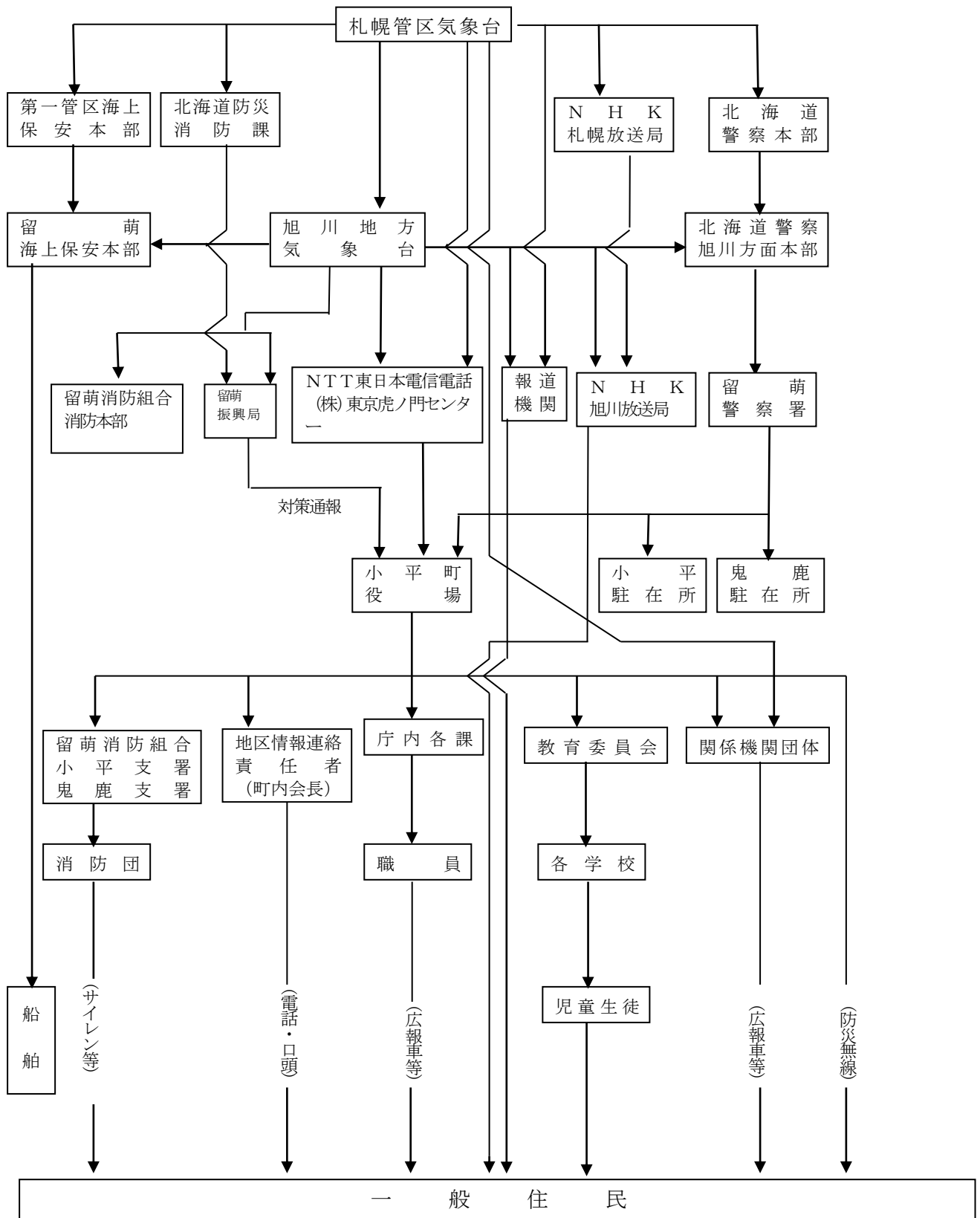
津波予警報標識

標識の種類	標 識	
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑点) 	(約10秒)  (約3秒) (約1分)

(注) 1 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

津波予報、地震・津波情報伝達系統図



3 被害情報・措置情報の収集・伝達

- (1) 災害時には、通信・交通網の途絶により、災害情報の収集が、迅速、正確さを欠くおそれがある。このため、的確な応急対策が遅れることも予想されるので、町は災害情報収集体制に関して、綿密、具体的に定めておくものとする。
- (2) 町は、災害現地調査を次の要領により行うものとする。
 - ア 震度4以上の地震が発生した場合、町は速やかなる応急対策を実施するため、迅速的確に被害調査を行い、被害状況を把握するものとする。
 - イ 災害発生後、災害応急対策を決定するための被害調査にあたっては、地域住民の協力を得て行うものとする。なお、大規模震災時には、登庁した職員が、警察・消防機関の協力を得て被害調査を行うものとする。
 - ウ 被害調査を行う者は、正確に被害調査を行い、直ちに調査結果を運営部に報告するものとする。
 - エ 調査結果により町長が必要と認めた場合、又は町内に震度5弱以上の地震が発生したとき及び沿岸に津波警報が発表された場合には、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

4 道等への報告

- (1) 町は、収集した情報を整理のうえ、留萌振興局に報告するとともに、必要に応じ関係機関に伝達するものとする。
- (2) 町は、災害後の情報等について、次により留萌振興局（地域政策課）に通報する。
 - ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発生後速やかに
 - イ 災害対策本部の設置の有無・・・災害対策本部を設置した時速やかに
 - ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全ぼうが判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
 - エ 被害の確定報告・・・被害状況が確定したとき
- (3) 道への被害状況の報告の種類等については、次のとおりとする。

報告の種類		報告の時期	報告の方法	様式
災害状況		災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に速やかに	電話又は無線等	別表1
被害状況報告	速報	被害発生後直ちに	〃	別表2
	中間報告	被害状況が半明次第	〃	〃
	最終報告	応急措置が完了した後15日以内	文書	〃

注：様式は、「第3章 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」に定める別表のとおりである。

- (4) 知事に報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）に報告するものとする。
- (5) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁）に報告する。
- (6) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の

詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁）への報告に努める。

第23節 防災通信計画

1 防災関係の通信施設の活用

通信連絡は、「第3章 第2節 災害通信計画」に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

2 報道関係機関の協力活動

放送局、新聞社等との情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は、本部長が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知・要請・伝達等について最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

第24節 広報計画

1 広報の準備

広報車等は、突発時においても直ちに出勤できるよう平常時から点検整備を行い災害時に万全を期するものとする。

2 広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは次のとおりとする。地震に対する情報（町又はその周辺に被害の発生するおそれのある場合には、札幌管区気象台及び留萌地方気象台の発表の地震情報を受けて周知させる。）

- (1) 避難について（避難所の位置、経路等）
- (2) 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況、通信途絶区域）
- (3) 火災状況（発生場所、避難指示等）
- (4) 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- (5) 医療救護所の開設状況
- (6) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (7) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- (8) 道路、河川、港湾、漁港、橋梁等土木建設状況（被害状況、復旧状況等）
- (9) 住民の心得等、人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

3 広報の方法

「第5章 第2節 災害広報計画」に定めるところによるほか、あらゆる広報媒体（ラジオ・テレビ・防災行政無線・新聞・広報車等）を利用して迅速かつ適切なる広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

第25節 消火活動及び危険物の保安計画

「第4章 第6節 消防計画」に定めるもののほか、必要に応じて国、道、自衛隊、近隣市町村町及び関係機関の協力を得て行うものとする。

1 消火活動

地震による被害が大規模となるのは、市街地における火災の同時多発及びこれに基づく延焼並びに石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生による場合である。これらの火災発生及びその拡大を最小限度に食い止めるため、初期消火活動を迅速に行うことが必要であり、このため消火作業上必要な第一次的措置については、消防署（団）において実施するが、必要に応じ本部長は、他市町村、道、関係機関等に応援の派遣要請をするものとする。

2 危険物の保安活動

- (1) 災害発生時及び発生のおそれのあるときは、町長（本部長）は、火薬類、プロパン、石油、薬品等の製造業者に対して製造、販売、使用等の一時禁止又は制限についての協力を求める。
- (2) 町長（本部長）は、被害が広範囲にわたり危険物に引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、立入禁止区域の設定をするとともに区域内の住民に対する避難、立退きの指示をする。
- (3) 町長（本部長）は、火災の性質、状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学消防車の派遣要請等、他機関の応援を受ける。
- (4) 流出及び転倒した石油及び薬品タンク等に対しては、町長（本部長）は、使用の停止を命じ、危険物の排除を実施させる。
- (5) 町長（本部長）は、石油及び薬品等の危険物が漏出した場所、その他危険区域をロープ等で区画し、係員を配置する。

第26節 避難救出計画

避難救出対策については、「第5章 第3節 避難救出計画」に定めるもののほか、避難場所、救出方法については、災害時において最も安全かつ適切な方法により行うものとする。

- 1 避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示、搜索の命を受けた職員があたるが、避難誘導にあたっては、老人、乳幼児、婦女子、傷病者等の災害弱者を優先的に行うものとする。
- 2 避難救出にあたっては、消防機関を主体として行うが関係機関及び地域町内会等の住民による自主救出の実施を促進するものとする。

第27節 医療・救護・給水・防疫・保健衛生計画

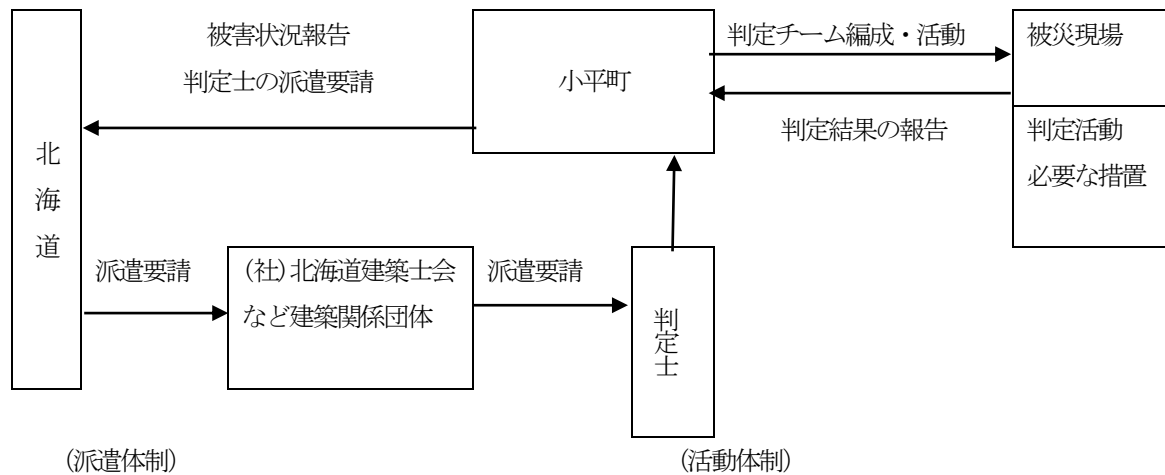
「第5章 災害応急対策計画」及び「第6章 救急医療対策計画」に基づき、万全なる対策を講ずるものとする。

第28節 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、町は地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に応急危険度判定の結果を知らせるとともに、その対策を講ずる。

1 応急危険度判定の活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。応急危険度判定士の要請の方法及び判定活動の体制は、次のとおりとする。



2 応急危険度判定の基本事項

(1) 判定対象建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

ア 危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

イ 要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

ウ 調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定結果の広報

町は、判定結果を住民に確実に伝達し、安全性の確保に努める。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であるため、余震などで被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第29節 応援要請計画

「第5章 第21節 広域応援計画」を準用する。

第30節 自衛隊派遣要請計画

「第5章 第22節 自衛隊派遣要請計画」を準用する。

第31節 消防防災ヘリコプター活用計画

「第5章 第28節 消防防災ヘリコプター活用計画」を準用する。

第32節 防災ボランティア受け入れ計画

「第5章 第23節 防災ボランティア受け入れ計画」を準用する。

第33節 災害義援金募集配分計画

「第5章 第26節 災害義援金募集配分計画」を準用する。

第34節 災害救助法の適用計画

「第5章 第25節 災害救助法の適用及び運用計画」を準用する。